

令和8年厚岸町議会第1回定例会		
令和8年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		令和8年3月11日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和8年3月16日 午前10時01分
	閉 会	令和8年3月16日 午後 2時52分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	×
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈緒美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 克 宏	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	早 川 知 記	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	平 下 哲 也	教 委 生 涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	本 間 直 人	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	鈴 木 康 史	農委事務局長	石 崎 辰 也
環境林務課長	江 上 圭		
水産農政課長	石 崎 辰 也		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病 院 事 務 長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	久 保 田 湖 子		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(8 . 3 . 1 6)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(令和8年度各会計予算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和8年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和8年3月16日

午前10時01分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、13日金曜日に引き続き、令和8年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

予算書156ページです。

4款衛生費、2項環境政策費、1目環境対策費。

室崎委員の質問に対する答弁から進めてまいります。

環境林務課長。

- 環境林務課長（江上課長） 先般の室崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

町政執行方針にあります厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニングマップでございますが、町では、令和3年3月に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明したところであり、令和5年度までに厚岸町地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素排出削減目標量や、これに向けて町で必要となる再生可能エネルギーの導入量を定め、2050年までのカーボンニュートラルを目指しているところであります。

このような状況であります。近隣自治体を初めとして、無秩序なメガソーラーの開発が目立ってきており、本町が有する豊かな自然環境保全についても両立する必要があることから、令和6年度に厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング事業を実施し、このマップを作成したところであります。

本事業は、再エネ導入促進と環境保全を両立するため、広域的な視点で協議を行い、情報の重ね合せを行った上で、導入を促進していくエリアや自然環境を保存していくエリアを設定する事業となり、マップの作成に至ったところでございます。

事業の目的としましては、町の再エネ導入目標実現に向けて、主に促進エリアにおける再エネの適地誘導による再エネ普及率の増加、経済及び社会の持続的発展、円滑な地域との合意形成を目指すというものになっております。

以上です。

- 委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 分かりました。ゾーニングということだから、そうだろうなと思いました。要するに、今いろいろ各地で問題になったり話題になっているメガソーラーを初めとして、そのようなもののために開発というか、設置のできるところと、そういうことをしてはいけないところを明確に区別するということですね。

ちょっと心配なのは、各地でいろいろな問題が起きているところで、その自治体が野放しにしていたところだけで、そういうことが起きているのでもなさそうなのです。ゾ

ーニングという言葉を使っているかどうかは知らないけれども、ここはやめてくださいとなっているところを無視して入ってくる業者がいるというようことも報道の中にちらほら見えますが、厚岸町でこういう計画を立てたときに、それを無視された場合、どういう手立てがあるのですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えさせていただきます。

今の段階では、ゾーニング区域ということで、規制の強制力では、これはできないという強制力はございません。ただ、ゾーニングをすることによって、事業者が事前に問い合わせをしてきたり、そこを見てというような判断をなさっているようでもございます。

今後につきましては、強制力があるもの、ガイドラインや条例についても今後作成するというので、動く予定でございますが、そちらのほうで詳細なところについては決めていけるように進めていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。この問題は、これからということなので、また新しい動きや条例制定を含めて、町の新しい施策や、そういうものが計画されていく段階で、早め早めに議会にも教えていただきたい。

それから、もう一つは、一般町民、町外の人にも分かるような広報というのが非常に大事だと思います。それによって世間の騒ぎが、もし違反行為が大きくなることは、法的な強制力とはまた別な社会的圧力というのが非常に強く、阻止力もあると思いますので、その辺りを上手に広報をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えさせていただきます。

近隣市町村でも大きな事柄になっているところもあります。それらも踏まえて、町内外問わず、こういった規制をしているのだということを皆さんに分かってもらえるような形で広報活動していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 お聞きしますが、今、ゴルフというのは非常に盛んなスポーツです。厚岸でも愛好している人はたくさんいらっしゃいます。そのこと自身は何も問題ないのですが、ゴルフ場というものは、今から30年以上前から、周辺に環境負荷を与える存在だということがいろいろ言われておりましたが、それからそれだけ時間もたっていますので、いろいろ状況も変わっているのではないかとは思いますが、町としてはど

ういう評価をしていますか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、ゴルフ場については、スポーツであったり趣味であったりというところの実施する場所である反面、施設の整備をするために環境に負荷を与える農薬等々の使用がされているところもあるようです。

町におきましては、対象となる厚岸ゴルフ場と公害防止協定を結んでおりまして、そちらで使用する農薬の計画書等々を出していただいていたたり、随時、何かがあれば問い合わせをしたりというようなところで対応をしているところであります。使用できる農薬についても、安全というか、環境負荷を低減しているような農薬もありますが、今後も引き続き適切な使用ができていくかどうかも含めまして、注視していきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 公害防止協定は、現在結んでいるのですね。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

平成18年7月に結んでおり、引き続いております。

●委員長（竹田委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 ゴルフ場が協力してくださっているということで、大変有り難いと思います。

公害防止協定というのは、ゴルフ場との公害防止協定は、いわば厚岸町の環境保全政策の原点なのです。平成元年にあの場所に、今、経営者が何代か代わっていますが、初代のゴルフ場ができました。そのときに、当時は生活環境課と言ったかな、その課長がえらい苦勞して相手方といろいろ話し合って、ゴルフ場としては、こういう環境負荷を与えないように十分注意を払っているところなのだと思いますということを大声で言えるわけです。こういう協定を結ぶことによって。

それから、厚岸町としては、町民の健康や、あるいは生産活動のために、世間でいろいろあるようなことがないゴルフ場なのだと思いますということをきちんと言える。そのために町としても環境保全政策をきちんとしているんですということが言える。双方にとって非常にメリットがあるものだと思いますということで結んできました。その当時の担当者の努力というのはいろいろ聞いておりました。

それで、お聞きするのですが、初代の公害防止協定を見ますと、大きな柱が幾つかあ

ります。その一つは、先ほど課長もちょっとおっしゃったのだが、農薬を初めとする化学物質、年間何を何キログラム使うかという計画書をきちんと作る。それから、そのとおりに行っているかどうかということについては、厚岸町が随時立入検査もできる。それから、もちろん区切り区切りで報告を受ける。そういうことが決まっていたのですが、現在も内容については同じでしょうか。

それから、内部への立入りまでいかなくても、調整池で水質を検査すると大体のことは分かります。そういうようなことも行っているのでしょうか。すなわち、公害防止協定がきちんと守られていますということを厚岸町が担保する、そのことはどのようなになっていますか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） 答えさせていただきます。

協定書の内容につきましては、初代といいますか、当初の部分から、今、経営なさっている方と結んでいるものと内容は変わりありません。

それから、先ほども言いましたけれども、計画書についても頂いており、今年度頂いた部分については、対象農薬として挙げられていたものが一つ減っていたりというところで確認させてもらっているところではあります。

ただ、委員がおっしゃっていた池の調査というところはできていない状況であります。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、そのとおりに行っているのは間違いありませんと、厚岸町もそれなりの調査を行って、全く間違いがないということは保証できますということは、今、言える状態にしていけないということですか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時27分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

お答えいたします。

過去には、立会人である釧路水産業用水汚濁防止対策協議会で水質検査等を行っていたようですが、現在のところ、そちらのほうは確認ができておりません。今後につま

しては、協定書にもありますとおり、今おっしゃった立会人の対策協議会と連携しながら、町のほうから水質検査について、令和8年度中に要請して、対応いただけるよう進めていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 これはお願いなのですがけれども、何か変なことやってるようだから、疑わしいから検査するという意味ではないのです。協定に定めたとおりのことをやっている、間違いないということをしちゃんと裏打ちするための検査なのだと。何か変なことをやっているようだから、検査しないと危なくてしょうがないというような、信頼関係のない関係になってしまったら終わりなのです。だから、間違いなくやっているというのは分かるけれども、それをデータとして裏づけしたいというための検査だということで進めてもらいたいのです。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） 今おっしゃったとおり、対応については気をつけながら要請等々、確認していきたいと考えておりますのでご理解願います。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくをお願いします。

それで、次に移ります。フッ素化合物、P F A S、P 4が水道水に入っているおそれのある地域というのはあちこちに出てきました。それで、厚岸でそんなことがあったら大変なのということとは前の議会で私は申し上げました。それについては全く心配ないというお話もいただいて、安心したところです。

ところが今、別のところからP F A S、P 4を初めとするマイクロプラスチックもそうなのですが、発生源が問題視されてきているのです。これは、私、懸念として申し上げますので、調査してもらいたい。その発生源というのは人工芝です。それに関しては、一部の環境保全運動をやっている人たちだけの話ではなくなってきてまして、一つには、WWFジャパンというのがあります。世界的な組織の日本の組織なのですが、世界自然保護基金という団体です。非常に大きな団体です。

ここが、人工芝化を懸念するということで、アピールを出しているのです。八つ理由を挙げています。その中の一つが、マイクロプラスチックの発生源であること。人工芝には、ノイルフエノールなどの内分泌攪乱物質が相当程度含まれている。それは発がん性物質を含んでいる物質であると。アメリカではP F A Sが検出されていると。そのほかいろいろ書いているのですが、八つ挙げて懸念を示しています。

それから、これはヤフーニュースに、そういうものを全部まとめた分かりやすい、私なんかを読んでも分かるようなものを見つけましたが、それを見ると、日、欧、米で禁止に向かって動き出してますという記事なのです。それで、まずヨーロッパでは、E U

の中にある環境何とか委員会 E C が、これを禁止の方向に向かって提言を行っている。

アメリカでは、実例で幾つかの州が動き出してるのです。その一つが大リーガーなのです。ある大リーグの球団が、今、大リーグはほとんど天然芝らしいのです。一部、人工芝を使っている本拠地の球場に、球団を引退した後、50代の選手がばたばたと三、四中が脳腫瘍で亡くなっているのです。それで騒ぎになったのです。その球場で使っている芝生を調べてみたら、今言ったような物質がどんどん検出された。あるいはアメリカの女子サッカーチームに血液性がん、現役の選手なのですが、それが何人も見つかったということが言われている。

それで、日本なのですが、日本では今、環境省が入って調査をしています。それで、環境省が発表しているのですが、人工芝からのプラスチックごみの海洋への流出量が、パイルというのは天然芝の葉に相当する部分だそうです。そこから年間240トン、充填剤や、そういうものから2,700トンが海中に流れ出していると。これは環境省の発表した数字です。これは海にたどり着いた量ですから、そこに至るまでの土や、そういうものの中に入っているのはそんなものではきかないだろうというような話も出ておりまして、環境省は、今、文科省にも協力要請をしたというニュースも入っております。

こういういろいろな流れがあるわけですし、私はどこまでも受け売りですから、私が研究、調査したわけではありませんので、甚だ無責任で申し訳ないのですけれども、私の力ではこれ以上のことはできません。

ただ、そういう動きが出ているという中で、厚岸町ではこの施設で人工芝はどの程度使われていますか。分かるだけでいいです。今ここでいきなり言って、漏れなく全部言えなんて言わないから。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。全部ではないと思いますが、今のところ厚岸保育所の園庭と多目的室内施設のあすたで使用しているところです。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。今、急に言って、全部言えと言っても大変だからいいのですが、それも調べていただきたい。私の見たところ、まだほかにも見たような気がするのだけれども。

特に、今、保育所の話が出ていたのだけれども、いろいろな学者や大きな団体のアピール文を見ても、子どもに対して非常に影響の強い物質もあると彼らは言っているのです。どちらにしても、これは早急に研究、調査をしていただきたい。そして、どういう対応をするか決めていただきたい。その方向が見えたところで、議会にも示してもらいたい。いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

私も初めて聞いた部分もありますので、その辺は、先ほど委員からおっしゃられた環境省の結果ですとか、そういった部分も勉強させてもらいながら、早めの対応をし、議会にも、どのような対応をしていくかをお伝えしていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 1目環境対策費、161ページまでですが、他にございませんか。4番、金子委員。

●金子委員 先に委員長に許可いただければと思うのですが、先ほど2番、室崎委員がご質問していたゴルフ場の公害防止協定が110番とかに関わってくるのかなと思うのですが、この話で質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。（「はい」と言う）ありがとうございます。

先ほどご答弁していた内容の中で、確認したいのですが、もし室崎委員の質問がなければ、8年度中にゴルフ場と話し合ったり、調査したりとか、そういうことをする予定というのはなかったのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

する気はありませんでした。ただ、今、室崎委員からおっしゃっていただいたとおり、何かがあって、これではまずいからということではなくて、こういうことをやっているというような確認事項も含めて要請含めて、連携しながらということであると思っておりますので、そのような対応で8年度、相手方にとということで考えております。

●委員長（竹田委員） 4番、金子委員。

●金子委員 課長、今、率直にお答えいただけて僕もよかったのですが、実情、ゴルフ場との公害防止協定ですが、ゴルフ場は高台にあるゴルフ場なのですけれども、下に農家が何件あって、昆布の干場がゴルフ場の下にあるとか、こういう状況というのは、町としては当然把握しているということでよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。農家があるとか、昆布の干場があるところとは承知しておりますが、今この段階で、何件かというところは、数字を持っていないのでお答えできない状況です。

●委員長（竹田委員） 4番、金子委員。

●金子委員 率直にお答えいただいております。

自分もゴルフ場の下の農家の一つなのですが、所有して、農業委員会にも届出を出して6年、7年たちますけれども、私ごとでもあるのですが、自分の敷地の中にゴルフ場からの排水路があるのだけれども、1回も町が、そこを見せてくださいとか確認したいですなんて話で来たことはないのです。

うちの話で恐縮ですけれども、羊もヤギも生き物も飼っていて、ゴルフ場の水路のところで生活している。そういうのもきちんと届出も出していて、町も把握していると思うけれども1回も、ゴルフ場との話はあるかもしれないけれども、公害防止協定の根底というのは、周りの環境を考えての公害防止協定だと思うのです。ゴルフ場と町だけの協定ではあるけれども、その周りの安全だとか、そういうことのためにつくった協定だと思うのですけれども、その辺りは、この協定ができた経緯というのは、町はどうお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

公害防止協定につきましては、ゴルフ場内で農薬使用に伴い、公害未然防止のためということで協定を結んでいるということになっております。

●委員長（竹田委員） 4番、金子委員。

●金子委員 未然防止というのは、当然ゴルフ場から近隣に、そういう公害が起きないようにということのための協定なのは間違いないですよね。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） ご質問者のおっしゃるとおりです。

●委員長（竹田委員） 4番、金子委員。

●金子委員 今これ以上言ってもあれなのですが、一つだけお願いしたいところがあって、それをお願いしたいのですが、今回の公害防止協定、書類として紙になったものがあると思うのですが、こちらを資料要求として、何かの形で示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

個人情報等も入っておりますので、その辺は確認させていただきながら、一部黒塗りになるところもあるかもしれないですけれども、その辺を確認して、提出できるものは

提出させていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 4番、金子委員。

●金子委員 対応していただけることは非常にありがたいのですが、この協定書はあくまで、先ほど話したように周りの近隣、例えば農家、自分も含めてですが、そういうものである、個人情報のお話もあるのですが、この中でなるべく個人情報どうこうではなく、実際にどういう形のものかというのを確認させていただきたいので、できるだけオープンにご対応いただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

ご質問者がおっしゃるところを配慮しながら、提出できるような形で考えてみたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

(議 事 進 行)

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員　今、契約の相手方を示すのが個人情報に当たるから、墨塗りをしなければならないようなことを言ったのですが、そのところははっきりさせておいたほうがいいと思います。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） 先ほど個人情報の部分でお話がありましたが、今、確認したところ、黒塗りするような内容はございませんので、そのまま資料として、会期中にお渡しできるよう対応したいと思っております。

●委員長（竹田委員） 4番、金子委員、10番、堀委員、よろしいですか。2番、室崎

委員もよろしいでしょうか、関連しているので。分かりました。

それでは、1目環境対策費について、ほかになれば。よろしいですか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2目水鳥観察館運営費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3目廃棄物対策費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4目ごみ処理費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 5目し尿処理費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6目下水処理費。ございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、4款衛生費を終わります。

170ページ、5款農林水産業費に入ります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2目農業振興費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3目畜産業費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 5目農地費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目牧野管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目農業施設費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 目農業水道費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 目堆肥センター費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項林業費、1 目林業総務費。
10番、堀委員。

- 堀委員 資料要求して、出していただきました。森林環境譲与税の充当予定一覧表ということで出していただきました。他の科目にまたがるところはありますけれども、この目の中では、森林環境譲与税基金569万7,000円ということで予算計上されております。これをもって8年度末には1,537万9,000円という基金残高になるのですけれども、まずこの基金を活用しての事業計画というものはどのようなものがあるのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時56分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
環境林務課長。

- 環境林務課長（江上課長） 貴重なお時間を申し訳ございません。

森林環境譲与税であります。森林の整備及び促進に関する政策の財源に充てるということで、その活用方策であります。造林整備ですとか人材育成、担い手確保に要す

る経費、それから木材利用の促進、森林体験学習などの普及・啓発に係る経費に使用することができるということになっております。その内容を踏まえて、資料提出させていただいた内容で使用していくということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 聞いているのは、森林環境譲与税基金積立金が8年度末で1,537万9,000円となって、徐々に積み上がっていくのだけれども、これら基金を積んだものを活用する事業というのは、何か予定というものがあるのですかという話です。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） 大変失礼いたしました。

現在のところ新たなというか、そちらのほうは想定しておりません。既存の事業に使用しにくいというルールもあるようで、そちらのほうを模索しながら、先ほど四つほど述べさせていただきましたが、対象となる事業等々を考えながら使用していきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そうすると、これは目的税なのです。それに当てはまるものが見当たらないといったときに、どんどん積み上がってしまうのではないかというものがあります。どんどん積み上がって、最後にどんと使うところに使ってもいいのかもしれませんが、もっと計画的に、例えば1,500万円、2,000万円になったら、それを財源にして何かをしようとか、3,000万円になったら何かをしようといった上での目的があつての積立てであればいいのでしょうけれども、目的が今の段階でないというのであれば、はっきり言って、もっとほかに、例えば次の目である林業振興費の私有林整備事業の事業費をもっと増やすとか、そういうようなところにもっと厚くしていくというようなものがなければいけないのではないかと思うので、きちんと目的意識を持った積立てというものを、ただ単に余ったから積立てにはしてほしくないと思います。

例えばこの目で、担い手確保といった中では、新たに林業従事者として厚岸町に来る方の新生活支援のための、例えば生活家電の貸与とか、そういうようなものやっていくとか、または林業従事者の研修とか、会社で行うような研修とか、資格取得のための経費というところにも助成をしていくとか、そういう広がりというものをどんどん考えていってほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

新規の話しかお話できませんでしたが、先ほど質問者がおっしゃるとおり、私

有林整備の拡大ですとか、そういった部分も含め、今ご助言いただいた部分も、各林業業者というところと協議しながら、何ができるか、何をしたほうが役に立つ基金になるのかというところも含めて考えていきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 ぜひお願いします。

その上で、他の科目にもまたがってしまうのですけれども、せっかく資料として1枚で出ているものですから、この中であれしたいと思うのですけれども、温水プールの木質チップ製造委託ということで譲与税が使われております。温水プールの予算を見ると全量この譲与税で賄われているのですけれども、本来、重油ボイラーを使っていたものをバイオマスボイラーを設置して、譲与税を使ってということなののですけれども、全量となると主客が逆転してしまうのではないのかと思います。

むしろ、これがあるがために私有林整備のほうにしわ寄せが来てしまって、事業費の圧迫などが起こり得るのではないのかと心配するのですけれども、どちらかという和林業総務や林業振興で使われる事業予算を第一に考えていただいて、その上で、将来的な事業には積立金として積み立てると。残ったものについては、バイオマスボイラーのチップに回すというようにしていただかなければ、この譲与税の目的自体に大きく外れてしまうのではないかと懸念するのですけれども、その点については、どのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

その前に、資料を提出させていただいていたのですが、訂正させていただきたいと思えます。申し訳ございません。資料の一番下段になりますが、説明欄に森林環境譲与税基金への積立金ということで、令和8年度の積立額、収入額、充当額で596万6,000円プラス預金利子1,000円ということで、596万7,000円と書いてあります。そちらが正解でして、その左隣の合計欄が5,697万円になっておりますので、そちらを596万7,000円に訂正をお願いします。申し訳ございません。

それから、先ほどご質問者がおっしゃったとおり、本来の部分も含めて、私有林の整備をこれから増やしていけるのかということも含めて、まずは林業に対する、木質ボイラーも大事なのですけれども、そちらのほうとのバランスを見ながら、今後、割り振りといいますか、バランスのいい充て方を考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 1目林業総務費、他のごございませんか。
2番、室崎委員。

●室崎委員 他の費目にも係るところがあるかもしれませんが、お許しいただきたい。

040で、189ページなのですが、有害鳥獣駆除奨励というのが出ておりまして、ここで熊の対応についてお聞きしたいわけです。

今、去年もそうだったのですが、例えば桜・牡蠣まつりを子野日公園で行うと、昔は人がいるところには熊が来なかったのです。この頃の熊は非常に人慣れしてきているというか、そういうところでも姿を見せるらしいのです。それで、去年は、朝方、子野日公園の山の上を通っていただけということで、実害はないだろうということで、たしか猟友会の方には自宅待機をしてもらったというような話を聞いた記憶があります。私の記憶違いであれば、そうではないということをきちんと言っていたきたい。

それで、やはり熊のほうが、奈良公園の鹿や高崎山の猿ほどではないのだけれども、人慣れして人のそばに来るようになってきている。その分危険です。ですから、子野日公園だとかあやめヶ原だとか、愛冠岬は特別なイベントはなかったと思うけれども、そういうような熊が来そうなところでのイベントのときには、相当に警戒した、猟友会の方のおえいというか、そういうものが必要になってきているのではないかと思うのです。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

まず、昨年5月、桜まつり時の熊の出没に対する猟友会の出動というところで、近隣での出没が確認され、祭り開始になってから巡回していただいております。

それから、今後のイベント等々、ご質問者おっしゃるとおり、お客さんがいっぱい来る子野日公園とか、あやめヶ原に限ったことではなく、対象となり得る野外でのイベント等については、出没状況にもよりますが、なるべく来ていただいた方の安全を確保できるような形で、猟友会の方と協力しながらパトロール及び出動を行っていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひしたい。万が一にも事故があったら大変ですから。

それから、町長の執行方針の中でも、町なかに熊が出没してくる話がちょっと出ておりましたが、これについては、熊を呼び寄せないためのいろいろな、こちらのほうの生活の仕方も気をつけていかなければならないということが報道なんかでいろいろ言われていますが、そういうことに関してはどのようにお考えか。また、町民に対する広報はどのように考えているか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長） お答えいたします。

厚岸町のみならず、ほかの市町村でも町なかに、住宅近くに出没しているところがありますが、ごみに寄ってくるですとか、農作物に寄ってくるですとか、そういった部分

を多く聞きます。そういった部分につきましては、町民に対しても、厚岸町でのごみの出し方はほぼ、ごみ箱みたいなのところがありますが、臭い等々にも寄ってきますので、熊を呼び寄せないような出し方も含めて、広報紙等で周知を図っていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 これは他の費目とも関係しますので簡単に言いますが、市街地で、例えばごみの出し方というのは各人が気をつけることで相当程度よくなると思うのですが、農業被害に関しては、あの広大な面積ですから、そのところに熊を寄せつけないようにする施策というのは、これはちょっとやそつとでできるものではないと思うのです。それについては、非常に費用もかかることですので、また別のいろいろな要素が入ってくると思うのですけれども、そちらについては、町としてはどんなふうに進めていこうと考えているのですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） 農業部分でございますので、私のほうから。

委員おっしゃるとおり広大な農地の隅々を防ぐ、それから対策というのはなかなか大変な部分でございます。町営牧場においても、昔騒がした、熊が出たときに電気牧柵等々を張り巡らせるという形で対策を取ってございます。当面は、電気牧柵をして、寄せつけないというところが対策の一つだと考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。他に、1目林業総務費、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目林業振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目造林事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目林業施設費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目特用林産振興費。

4 番、金子委員。

- 金子委員 5 目特用林産振興費の010、きのこ菌床センターについてお尋ねいたします。昨年、課長がキノコの生産者に対して、販売も町も協力してやってくれますと、大変キノコにも力を入れていただけるような感じを受けて、やっていただける話を聞きまして、今回の010のきのこ菌床センター予算の中に、この費用がどこかに入っているのかと思って質問させていただきましたが、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

昨年話をさせていただいた部分で、町のほうで協力、連携はしていきたいという部分でお話をさせていただきました。実はこの中に具体的に何にこれだけということは、具体的には盛り込んでいる部分はありません。実際に何ができる、どういう部分が求められている部分、できる範囲の、制限もあるかもしれませんが、そこは生産者と話をする中で、いろいろな提案、よりよくするためには、どういうことをすれば町がそこに携わっていけるかということを考えながら、幅広にやっていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（竹田委員） 4 番、金子委員。

- 金子委員 大変熱心にキノコに興味を持っていただいて、どうにかしていきたいと思っていただいております。菌床センターの役場の職員の方も実務のほうでも頑張っていられっやるのは見て、力を入れようと思って現場で頑張っているのは分かった上でのお話なのですが、生産者から話を聞いたりして進めていくというお話ですが、生産者を集めて、菌床センターなり町が最後に話したのは、いつが最後になりますか。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

まず、令和7年度ですけれども、約1年前に実際に全体の人を集めて、6年度が最後になっております。実際に個別に少しずつ話はできていたのですけれども、全体でニーズの話し合いとか協議の場の調整はしていたのですけれども、言い訳になるのですけれども、実現できませんでした。早々に実現するように段取りしていきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

- 委員長（竹田委員） 4 番、金子委員。

- 金子委員 令和6年度、それで集まったかどうか、声かけがあったかどうか、自分も定

かではないけれども、二、三年ぐらいそういうのがなかったような気もするのだけれども、その期間は今明確にしなくていいのですが、ただ、生産者同士が集まって、役場も入って、それが簡単にできる、今、キノコの状況ではないというのも理解しているので、例えば個別に行っていていただいている、現場でセンターの所長とかが頑張っていていと思うのですが、キノコ産業が始まって、町が取り組んで、過疎地域、産炭地、そういうものを含めて、キノコを全国でやって、その中で厚岸町も進めてきてもう30年たっていると思うので、集めて、みんなで何やろうと、一つになろうとかと言ってきたけれども、30年たってもできていないので、そろそろ方向転換を、町も真剣に取り組むことを考えているのであれば、その繰り返しをするよりも、新しい何か方法を考えて、生産者のために、町のためになる方向性を考えていただきたいと思うのですが、町政執行方針を含めて、きのこ菌床センター何たらかんたらという文字が出てくると、ほとんどコピペみたいに常に同じものしか出てこないのですが、新しいことを考えて、生産者と町のためになることを何か考えようというお考えは、課長はどのようなお考えがあるのか教えてください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

きのこ菌床センターのオープンから今日に至るまで、生産者団体という形で大きく一つになっていただきたいたいということもございましたが、なかなかそういうふうになっていないというのも現実にございます。ただ時代も、昔から未来にかけてどんどん変わっていきます。生産者の考え方も変わっていくと存じます。町はこうしたい、生産者はこうしたいというニーズをうまくマッチングできるかという部分がございますので、来月になると年度も変わります。そういう話し合いの場、大勢で集まって一回にというのもありますけど、個別にどんどん話を私のほうもしていったら、よりよいものにしていただければなど。新しいものに挑戦していく、そういったきっかけになるかもしれませんので、その辺は生産者と十分話をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。5目特用林産振興費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。5款3項1目水産業総務費。
7番、南谷委員。

●南谷委員 195ページ、厚岸港まつり協賛会、町民花火大会分350万円、ここでお尋ねさせていただきます。厚岸町厚岸港まつり協賛会、50万円の増、350万円の計上でございます。説明ですと、今年は港まつり70周年の節目の年で、記念プログラムの追加を計画されております。この追加分50万円なのですけれども、花火の追加分だけなのでしょうか。何をどのように追加するのか、具体的に説明してください。

私は、せっかく70周年の記念すべき節目の年でございますから、町民にもPRするべきであるし、町民の皆さんが喜んでいただけるような何かをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

質問者おっしゃるとおり、この部分につきましては、花火の追加でございます。今年、70周年の節目としまして、予定ですけれども、花火大会に一プログラムを記念として追加いたしまして、全体の花火のボリュームを多くするような形で、町民に喜んでいただける形にしたいと考えてございます。

すみません。言葉足らずで。それ以外の部分につきましては、今回花火だけということとで、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 せっかく70周年の節目でございます。町民は、花火が長くなったな、70周年ですよ、プログラムに書くだけなのではないでしょうか。せっかくの70周年という節目であれば、やはり町としても、実行委員会の皆さんにもきちんと、70周年の節目というものを、やはり人間、けじめが肝心ですから、そういう意味では、そういうものをきちんと踏まえて取り組んでいただきたいなと思います。ただ、花火代に70万円の助成だけでは、ずるずる行ってしまうのです。そういうことではなくて、やはり70年積んできたものがあるという意味では、一つ心して計画してほしかったなと思います。正直言って期待いたしましたけれども、今の話ですと、冠に70周年と書くだけで、実際には花火を一プログラム増やすだけだということではなくて、ぜひそういうことで、70周年という節目をしっかりと祝うような行事に進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

厚岸港まつり協賛会、構成団体で組織されている、町ももちろん入っているのですが、そちらのほうで、10年に1回の70周年記念大会ということもございますので、その中でも議論させていただいて、少しでも盛り上がる大会という形で、厚岸港まつりをやっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 かつては、こういう節目のときに餅を子どもに配るとか、いろいろ影響もあった。交通安全上危なかったとか、そういうこともありましたけれども、少なくとも70周年の節目というものに対して、予算が増加するかもしれないですけれども、町民に

は、一つの節目として、70周年だということをきちんと理解していただけるようなお祭りにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

前回、60周年のときは、今おっしゃった紅白餅、最初は宝船の上からまくという話もあったのですが、餅を拾うときにけがとか、そういう形につながるの、沿道にいる人に配ったというのがございます。協賛会の中でも、そちらの部分は議論させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたく存じます。

●委員長（竹田委員） 1 目水産業総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。2 目水産振興費。
2 番、室崎委員。

●室崎委員 水産振興費のところでお聞きするのですが、今、私の知り合い、いろいろ水産業をやっている人がいるのですが、一様に聞こえてくる話は、あと10年たったら何人残るだろうというような死期の話なのです。70歳ぐらいの人が、俺の近所では一番の若手が俺だというようなことを言ったりするのです。そんな話が冗談ではなくなってきているのです。

お聞きするのですが、例えば5年前とか10年前とかの漁協の組合員数は何人でしたか。そして、今は何人でしょうか。何か減っているような気がするのですけれども、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

組合員数のお話です。令和7年度の組合員数につきましては447名。5年前、令和2年度でお答えしたいと思いますけれども、484名。10年前、平成27年であれば510名という人数になってございます。

●委員長（竹田委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 平均年齢もやはり上がっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。平均年齢で、現在、5年前、10年前という形では出していないのですけれども、肌感覚も含めて、平均年齢は上がっております。今までやっている人がかなりベテランになってきたという印象を受けてございます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 実際に仕事をしている方は結構なお年になっている。70代後半になったりしても現役でバリバリやっている。その子どもが後を継ぐという雰囲気は見られないような人が目につくのですけれども、それは、そういう人が目立つだけであって、数からいったらそんなにないと。みんな後継ぎはしっかりしていると言っていい状況なのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

たまたま後継者がいなくて、目立つだけで、全体的には問題ない状況かどうかという部分でございすけれども、決して大丈夫だという状況ではないと捉えてございます。今の部分でも、令和7年度で447名となつてございます。10年前から比べると60名ほど人数が減つてございますので、今後、人口減少ももちろんございすけれども、漁業者の人数も減っていくと捉えておりますので、そちらのほうはある程度、今現在でも危機感を持っている部分でございす。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 次に評価を聞こうと思ったら、先にお答えしていただいたので、危機感を持っているわけですね。それで、お聞きするのですが、農林水産業費の款の中で、農業振興費と林業振興費の費目では、担い手に関するものがあるのです。それから、町長の執行方針でも、この二つについては、担い手対策に触れているのです。ところが水産に入った途端に、町長の執行方針の中にも担い手対策という言葉は出てこないし、予算の費目の中でも、それとおぼしきものおぼしきものが見つからないのです。危機感を持っているけれども、手は打っていないということですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

先ほど危機感を持っているというふうに、表現がちょっと強烈になり過ぎた面もあるかもしれませんけれども、農業の部分、それから林業の部分では担い手、水産のほうではなぜないのだという部分でございす。予算上は、おっしゃるとおり出ていないのですけれども、厚岸漁協とは担い手の部分、後継者対策というのは協議を重ねてござい

す。予算的には、現在のところ出ていないのですけれども、将来的に担い手の部分、協議を進めた中で、こういった対策かということも、予算も含めてやっていけるのかなと思っています。現在のところは出ていないというのは事実でございます。

●委員長（竹田委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 担い手に関する部分で、農業や林業と同様に漁業に関しても危機感を持っていると。漁協との協議はしているけれども、実際は何にもやっていないというのが今の現状だということですね。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

予算上は出ていないです。それは事実なのですけれども、漁協におかれましても、準組合員から正組合員になる期間を短縮したりとか、そういう取組はして、後継者が入ってきやすい状況はつくり出しております。今まで3年だったのが1年という部分がございます。町におきましても、具体的に漁組と検討、協議を進めていきたいと改めて思っております。今後進めていって、こちらの担い手、それから後継者対策という形で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたく存じます。

●委員長（竹田委員） 2 目、他にございませんか。
4 番、金子委員。

●金子委員 040、ヒトデ駆除事業についてお尋ねいたします。こちらは、組合への補助だと思うのですが、具体的に、分かる範囲でいいのですが、年間どのぐらいの量のヒトデを駆除して、駆除したヒトデはどうしているのか、分かるのであれば教えていただきたいです。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

ヒトデの駆除数量は、去年は、ヒトデの駆除で行った部分は25.5トンになります。あと、ヒトデ駆除の事業ではないのですけれども、同じ水産振興費に、水産多面的というのがございますけれども、こちらのほうでやっているヒトデ駆除が65トン。こちらは、国の補助を使った部分。040のヒトデ駆除事業は、町から漁協に出す町の単費事業でございますけれども、25.5トンと65トンという形になってございます。

駆除したヒトデにつきましては、町の堆肥センターに入っているという形で、そういった処理もしてございます。

●委員長（竹田委員） 4 番、金子委員。

- 金子委員 ありがとうございます。思ったよりもすごい量のヒトデだなと思って、なぜこのことを聞いたかという、自分も先ほどお伝えしたように農家をやっているの、鹿がすごく迷惑で、鹿の対策とか、忌避剤とかを検索して、Y o u T u b eとかいろいろネットで見ていると、たしか根室市でヒトデを粉末にして、忌避剤として鹿よけに使えるようにして売っている業者か何かがあって、ペットボトル1リットルぐらいで5,000円で売っていて、それが売れていたのです。

今回この予算書を見て、例えば、こうやって補助を出しているけれども、近隣でもそういうことをやっているの、水産だけに関わらない話になるのですけれども、そういうのこそ地域おこし協力隊とかを活用して、新たな町の財源だったり、組合のプラスになる財源になったりする可能性があるヒトデはすごいなと。Y o u T u b eを見たときに、鹿が何頭もいたところに、餌入れに置いて、鹿が近づくと、すごい顔をしてくるっと逃げていった動画を見たので、駆除だけではなくて、活用という点でも町は何か考えたりしていないかと思って、そこをお聞きしたかったです。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

今の部分の答弁の前に、先ほど答弁の中で単位を間違えておりまして、大変申し訳ありません。ヒトデの040の部分は25.5トンで間違いありませんけれども、水産多面的のほうは、私は65トンと答えましたが、65キログラムになります。申し訳ございません。単位をちょっと……。おわび申し上げます。

その上で、ヒトデの活用の部分についてです。大分前の話になりますが、要は動物が嫌がる忌避剤という形で、当時は、忌避剤に転用できるという部分もあって、検討の部分もあったのですけれども、当時は費用対効果がなかなか難しいということになってございます。それから大分たちましたので、その辺も勉強させていただくとか、検討とか、いろいろ調べさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

- 堀委員 ここで私がお聞きしたいのが、私、昨年12月、一般質問のときに、近代化資金の利子補給について提言もさせていただきました。昨年、一般質問のときには、近代化資金利子というのが2.0%だったのですけれども、直近、先月、2月19日時点では2.7%と利率が上がっております。そういった中で、利子補給率を上げるべきだということを提言させていただいたのですけれども、その後の検討というものは、どのようにされているのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

その後も、直近で、3月18日から適用になる分の情報が来まして、基準金利が3.75%で、前回よりは0.2%下がった状態です。そこから北海道の利子補給が1.25%でございますので、2.5%という部分でございます。それから町の利子補給分1.5%を引いて、18日からの適用になるのですけれども、漁業者は1.0%というのが実質的な負担となっております。

前回、一般質問を受けてからいろいろと検討しているところでございますけれども、まずは、最近の世界情勢も含めて、混沌としている部分もございます。一方では、先週末なのでございますけれども、長期金利が2.246%というマーケットの情報もございますので、今後上がっていく部分もあるのかなと思っております。町といたしましては、これ以上上がる部分があったらというはあるのですけれども、北海道の利子補給1.25%という部分をまず上げてもらえないかという働きかけをしていきたいという部分があります。その上で、町の1.5%から上げるかどうかという部分もあります。近隣の大部分が1.5%というところもありますので、あまり厚岸だけぼんと上げるのがいいかどうかとも確認をしながら、上げていけないということではないのですけれども、そういうのも含めて考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員） 先ほど2番委員も言われたように、担い手対策にもつながることにもなりますので、ぜひしっかりと市場動向というものも注視しながら、適正な対応をお願いしたいと思います。

それと、科目にはないのですけれども、昨今、ホルムズ海峡閉鎖によってガソリン価格が大きく上昇しております。沿岸漁業、カキ、アサリ漁、また、春から始まる昆布漁でも、ガソリン価格の上昇というものが非常に経営にとって圧迫される要因になります。カキとかアサリは、その分市況が、競り値が上がってくればいいのですけれども、消費者もあることですから、経費が上がった分がきちんとはね返るのかといえば、それは全然見通しの立たないところであります。やはり、これだけ急激なガソリン価格の上昇を捉えたときには、緊急的な燃油高騰対策を、厚岸町だけではなくて、まずは国、北海道のほうでしっかりとした対策というものを立てるような要請をしっかりとしなければならぬのではないかと思いますのですけれども、この点について、いかがお考えなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

昨今の中東の部分があって、ガソリン、軽油、灯油、原油が物すごい勢いで上がっていると。今、水産業の部分でございます。水産業も船で使う、機械で使う様々な部分がございます。水産業にかかわらず、燃油対策は様々な産業、我々含めたサラリーマンの日常生活も含めて、とにかく影響が広範囲に及ぶということがございますので、役場全

体の問題としての考え方に立った上で、まずは国、北海道という形で、私、水産農政の部分を担当してございますので、産業の部分を情報収集しながら、近隣とも情報交換しながら、国、北海道、それから町の政策という形で考えていきたいなと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 死活問題になるのです。25円とか30円とかガソリンが上がってしまえば、これは町長にもお願いしたいのですけれども、今現在、強い与党がある中で、そこに対して、対策の早急な打ち出しを要請してほしいと思います。特に水産業に関していうと、燃油高騰というものが本当に死活問題になるので、これについては、まず安心させるべく、国として、全体的なガソリン価格の高騰に対しての抑えという対策はすると思うのですけれども、それ以外に、農林水産、特に水産業に関しての燃油対策というものを国としても示していただきたいという要請活動を、近隣沿岸町村などとも協力しながら、強力に推し進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

今、堀委員からもあったように、私も燃料価格につきましては、やはり漁業のみならず、農業にも関わることだと思っています。特に厚岸町、1次産業の町でありますので、今のような燃料の対策を、まさに食糧基地であります北海道、そして道東地域が一番の日本の食料を賄っているというような自負もありますので、早々に、燃料高騰につきましては、この管内町村、期成会を含めて、国のほうに要請活動してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。3目漁業管理費。
7番、南谷委員。

●南谷委員 5款3項3目漁港管理費、ここでお尋ねいたします。

201ページです。201ページ、070、道営床潭漁港機能増進事業400万円、まずここでお尋ねさせていただきます。確認と言ったほうがいいのか。先日、一般質問をしております件で、マイナス2.5メートルの物揚げ場93メートルのうち、30メートルを整備のため400万円の負担計上だということで、私が調べたところ、総事業者が3,000万円、令和8年度の事業者が、30メートルやる3,000万円のうち、国が60%の1,800万円、残り1,200万円を北海道が800万円、そして厚岸町の負担が400万円ですという理解でよろしいで

しょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 数値的には分かったのですが、一般質問のときにも言いましたから、しつこくは言いませんけれども、夏の漁期、事業をストップしています。浜の理解がなかなか得られなくて。ですけれども、町としても浜の皆さんに通年で、夏場の工事費の安いときに事業をやっていただいて、次の段階もあるわけでございます。この90メートルだけでなく。そういうことを考えると、漁港予算が後ろに延び延びにならないように一生懸命努力をしていただきたいと思います。

次に参ります。その下の100、道営厚岸漁港湖北地区道有地嵩上事業3,120万円の計上でお尋ねいたします。

説明を見ますと、高潮対策整備事業から、道有地嵩上げに伴う継続事業で、加工場処理施設解体補償金に係る負担金の計上となっているのですが、この事業の内容についてお尋ねさせていただきます。

まず、撤去作業をすると。直売店以外は、あそこの土地はどうなるのか、直売店は残るのだろうと思うのですが、全てのものがなくなるのかどうか、整備されるのか、具体的に分かる範囲でいいのですけれども、取り壊される部分というのですか、今回、今年度中に取り壊されるものについて説明をしていただきたい。

次に、道有地の嵩上げ事業に町の負担が発生する。ちょっと僕の頭では理解がしにくいのです。いろいろ経過があって、嵩上げ事業の財源で工場の跡地の取り壊しをすることについては僕は異議はありませんけれども、たまたま説明文を見ると、土地所有者は北海道なのに、本来の嵩上げ事業の主たるところに厚岸町が負担金、道有地のかさ上げに町の負担金を賄わなければならないとなると、ちょっと違和感があるのです、正直な話。北海道の土地なのに厚岸町が負担をするのかと、北海道で全部払えばいいのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、三つ目です。取り壊しされるのですけれども、橋のたもと、海面が満潮時すれすれでございます。嵩上げ事業は、今回取り壊しをするのですけれども、あそこの部分の工事というのはどうなんだろうと。この辺について、今の時点で分かる範囲で説明してください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

まず、床潭の漁港整備なのですけれども、工事期間を長く取るように、しっかりと町としても努力していきたいと考えております。

続きまして、道有地厚岸漁港湖北地区道有地嵩上げ事業の関係なのですが、8年度に今の漁協の冷凍工場の部分が解体となりますけれども、どの部分までの解体かというところで、直売点が残ります。冷凍工場の部分で、橋のたもとの道路のほうというのですか、そちらの新しく造った冷凍庫の部分は残ります。そのほかの部分が、この事業では、解体となってございます。

続きまして、町の負担がなぜ発生するのかという部分のご質問でございます。こちらの事業につきましては、国の補助の事業でもございます農産漁村地域整備交付金事業という事業を使って、国の補助も入る事業でございます。具体的には、国が60%、北海道が32%、地元8%、合わせて100%になります。地元というところが、厚岸町となります。これは国の事業の中での考え方の中に、地元負担金を頂くという部分が入ってございますので、町が8%の負担をする形で、地元に一定程度プラスの部分があるということで、こうなっているのかと想像するところでございますけれども、そういう形でございます。

最後に、嵩上げ工事の部分でございます。今ちょうど役場の後ろ側の岸壁、湖北岸壁というのですが、こちらのほうは数年前から工事がスタートしておりまして、現在はまだ4メートル岸壁という、向きでいけば釧路側のほうからやっているのですが、4メートル岸壁が終わって、3メートル岸壁が終わって、工場がある目の前のマイナス2.5物揚げ場の整備をやってございます。岸壁は国のほうの整備、後ろのほうの工場が建っているところは、取壊し後、北海道のほうで嵩上げという形で、タイミングは、時期的な部分はありますけれども、後ろの部分につきましては、北海道で嵩上げの対策をしていくという形でございます。

以上でございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 まず、北海道の土地なのという部分では、国の事業の名目で、国が60%で、残り40%は、事業費の負担、厚岸町だということで、嵩上げ事業という名目でやっているのだけれども、組合にとっては手出しの部分が少なくて済むわけでございますから、担当としても、国のお金、北海道のお金がついてきたという部分では評価いたします。その分、あれだけのものを壊すとなると大変大きな財源が必要でございますが、移転するのに、組合もよかったなど。担当としても、事業費をつけてもらったことについては僕は評価いたします。

それと、今確認しましたら、工場の中に、あまり敷地に入る人は少ないかもしれません。僕は組合にいたから分かるのですが、岸壁側に加工施設があるのです。橋のつけ根から、橋から見ると、それは壊すということなのですね、今の説明ですと。加工施設の後ろに工場があるのです、一番新しくできた工場が、あまり大きい工場ではないのです。その部分だけ残して全部平らにするという理解をいたしました。

それから、嵩上げ工事については、橋までは国費ですずっとやっていくと。今やっている工事の高さですずっとやっていくと。残り、跡地、道有地については、北海道が将来的にやると。それは並行してやるのですか、先に国がいつ頃になって、まだめどはつかない

いのですか。解体後、二、三年後に道有地のほうも上げると。直売店の後ろもかさ上げになるということで理解してよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

嵩上げの部分についてです。岸壁のほうの国がやる部分については、今4メートルやって、次は3メートル、2.5メートルとなっていくので、その一方で、北海道のほうは、令和8年度に工場が解体になって物がなくなると。来年度、令和9年度に嵩上げをします。そのタイミングと国のタイミング、今4メートル、国でやっているの、同じタイミングで2.5メートルに、間に3メートルありますから、2.5メートル先にやるというふうに決めていただければ、同じタイミングで上がるのですけれども、今のところは4メートル、3メートル、2.5メートルと橋に向かっていくので、その辺は、国と北海道がこれから話をして、工期をずらすとしばらく入れなかったり、危ない期間もありますので、その辺は、北海道と国で今後話し合える部分かなと思うのですけれども、同じタイミングでというのは、もしかしたら難しいかもしれません。

●委員長（竹田委員） 昼食のため、休憩にしたいと思います。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開いたします。

3目漁港管理費。

10番、堀委員。

●堀委員 それでは、質問させていただきます。

当該項目は、予算書にはないのですけれども、3か年実施計画のほう、厚岸漁港直轄特定漁港漁場整備事業ということで、これについてお聞かせ願いたいと思います。

本年度、1.5メートル航路、湖内の航路浚渫が予定されております。恐らく奔渡側のところだと思うのですけれども、大体どこら辺からどの辺くらいまでの航路浚渫を予定して、いつぐらいまで実施する予定なのかお聞かせください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

まだ具体的なところ、実はこれからの部分がございます。全体としては、奔渡の元のフェリーの辺りからスタートする部分になるのですけれども、具体的に、まだ今の段階では分かっている部分は少ないところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 今年度やるのは確実なのですよ。その上で、今言われたフェリーのところからやるのか、それとも途中からやるのか、全長一遍に……翌年度以降は全部未定ですから、分からないのですけれども、1年間の中で全部やってしまうのか、それとも何年かに分けてやるのか、そこら辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時02分休憩

午後 1 時07分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） 時間をいただきありがとうございます。申し訳ございません。

ただいまの質問なのですけれども、年度が変わって、冬、11月ぐらいからの予定で、今、確認してきたのですけれども、予算整理の関係があるのであれなのですけれども、奔渡の4丁目、まるほさん辺りのところから6丁目、桜通りに行く分岐のちょっと先ぐらいまで、特に浅いところを掘ります。全長では、その間で500メートルぐらいやるということになっております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。そうすると、今年、この後、河川費で奔渡川の河川浚渫がありますといったときに、河床浚渫は、工事が重なることができないという理解をしました。そうすると、奔渡川の浚渫した土砂、全量をきちんと取ればいいのですけれども、当然、湖内の方に流出する部分というのがあります。既に奔渡川から流れ出る土砂でもって、港口の右岸と左岸というのは結構浅くなっているところもあるわけなので、できれば河床掘削と併せた中で、そこら辺まで全部網羅してやっていただけるといいのかなと思ったのですけれども、予算の都合上もあるのでということなので、そうすると、河床掘削のほうで気をつけてくださいとしか言いようがないので、そのようにお願いしたいと思います。

これは、奔渡川の1.5メートル航路ということで、フェリーから7丁目ぐらいまでのところといった中なのですから、厚岸湖内の大きな航路としましては、福原から真っすぐに伸びる航路というものが大きい航路としてございます。そういった中で、実は航路浚渫することによって、湖内のカキ、アサリ床にも好影響が出ているというのが、

漁業者の実感としてあります。この奔渡川だけではなくて、もう一つの大きな航路であるそちらのほうもぜひ検討として、航路浚渫を検討していただけないかと。それによって、湖内の流速が高まって、厚岸湖内のカキの施設、ふん泥が1メートル以上もたまっていると言われているものも流れやすくなるでしょうし、また、アサリ床の大きな航路に接続する小さな航路は、流れが弱くなってくるとどんどん浅くなってきて、通常のアサリ漁の中でも支障を来すというがあるのを考えたときには、その大きな航路もしっかりと浚渫することによって流速が早まることによって、枝線の航路も確保できるのではないのかなとも考えますので、そこら辺は、今後のカキ養殖班、アサリ班ともしっかりと協議の上、漁場環境維持が主眼になろうかと思うのですけれども、そこら辺をしっかりしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

まず、奔渡川の最初の部分で、奔渡川の湖の一番先端のところを開発のほうで航路浚渫はするのですけれども、食い込むぐらいというのはですか、その中で可能性がないかどうかを聞いてみたいというか、お願いしてみたいと思っております。無理は承知でお願いしたいと思っています。

そのほか、福原から上航路、現在の計画にはもちろん載っていないで、開発できるかどうかの航路かどうか分からないのですけれども、それをやることによっていい効果が生まれるという内容の話でございました。各班との話、漁組が窓口になるのですけれども、話をして、もし開発でお願いできるのであればお願いをしていくと。ほかの方法があればほかという形で、まず協議をさせてもらいたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 お願いします。日本でも有数のおいしいカキを生産する厚岸のカキでありますし、また、単一漁場としては、生産量としては日本一になっている厚岸のアサリですから、そういったものを今後もしっかりと守っていく上でも、そういうところもしっかりと力を入れていただきたいと思いますので、ぜひそこら辺の検討を十分進めてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

カキ、アサリは厚岸を代表する産物になっております。関係者含めて、みんなでしっかり頑張っていきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 3目、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ進みます。
5 目養殖事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目水産施設費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、5 款農林水産業費を終わります。
208ページ、6 款商工費に入ります。
6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。
2 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしますが、女性活躍推進法というのがあります。この法律の趣旨、それから流れ、概略で結構ですから説明してください。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 女性活躍推進法の内容ですけれども、本年 4 月 1 日に改めて施行、改正されるということで、その前のと今のごちゃ混ぜになってしまうかもしれないのですけれども、大変申し訳ないです。

目的といたしましては、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る、これを目的にしております。

概要といたしましては、一般事業主、こちら民間の企業等になります。それと特定事業主、国・地方公共団体については、一つ目として、職場の女性の活躍に関する状況の把握、課題の分析を実施する。二つ目は、状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表する。三つ目に、女性の職業選択に資するように、女性の活躍に関する情報を公表するといったようなものが主な内容になっておりまして、また、国などは、優良な事業主に対する認定を行い、公共調達における需給機会の増大等の施策を図ると。地方公共団体は推進計画を策定・公表、こちらは努力義務になっておりますけれども、これらが本年 3 月 31 日で切れてしまうという内容になっていたものですから、昨年、法改正が行われ、本年 4 月 1 日からさらに 10 年間延長するといった内容が主なものだと思います。

- 委員長（竹田委員） 2 番、室崎委員。

- 室崎委員 非常に的確な答弁ありがとうございます。

それで、この流れを受けて、厚岸町ではどのような施策が展開されるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 厚岸町でも女性活躍推進法に基づく厚岸町特定事業主行動計画を3年から7年で、今までもつくっておりました。その中の項目としましては、働きやすい環境としまして、育児休業ですとか、休暇等。あとは、勤務時間外の縮減ですとか、そういったものも入っていたのですが、4月以降の部分では、こちらの見直しを行っております。

中身につきましては、それらの部分を、前回の改正はしていくのですけれども、その中でも特に、このたびの改正で、計画の中に入れていかなければならないところでは、国から示されたものとして、ハラスメントの職場での取組ですとか、女性の健康上の特性に関わる取組ですとか、そこら辺は、今回は前回に加えて、課題として加えていく見直しを行っております。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 実際にその任に当たっている担当者の方は、いろいろな具体的な問題を一つ一つということになると思うので、その話を今やっても延々と続くわけですので、本当の趣旨の部分の話をさせていただくと、要するに女性が職場でその能力を十分に発揮できるような環境をつくると。いわゆる、女性だからといって抑え込んでいく、性差別と言っているのでしょうかけれども、性差別のバイアスを取り除くということが趣旨だろうと思うのです。それで、そのためにいろいろなことをなさるということを大いにお願いしたい。

まず、役場の中での話なのですが、女性の管理職比率とでもいうのでしょうか、それは今、ほぼゼロですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

管理職でいいますと、令和7年4月1日の現状といたしまして、管理職全体で58人のうち女性が14人。課長職でいいますと、全体で23人、女性は2人です。課長補佐職でいいますと、全体で35人中12人で、34.3%。先ほどの課長職でいいますと23人中2人なので8.7%という状況になっています。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 厚労省が書いているホームページ、女性活躍推進法特集ページというのがあるのですが、そこで赤字で「従来の定義から変更はありません」として、その後に書いているのは、「管理職とは、課長級と課長級より上位の役職を言います」と書いてい

るのです。厚岸町は、前にお聞きしたときもそうなのだけれども、管理職比率というときに、課長補佐の話を出すのです。一般の企業は課長職でなければ駄目だけれども、地方公共団体は課長補佐まで入れて計算せよというような何か決まりでもあるのですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 申し訳ございません。決まりというより、管理職として判断した場合には、課長と課長補佐も管理職に、区分としては入りますので、そういった意味で言っております。ただ、課長職に限って言いますと、先ほど言いました人数なのですが、管理職というと課長補佐も入るという判断です。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今、私は女性活躍推進法についてお聞きしているのです。それで、その定義というものを非常に強調しているのです。厚生労働省は。その中で、それはそれにしておいて、厚岸町は、管理職はこう考えているからという話、できるのですか。管理職比率とか、そういうような話をするとき、この定義を使わなければならないのではないのですか、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 大変申し訳ございません。何に従ってというか、何を基にということでお話をしているので、私が言った課長補佐というのは、今、委員がおっしゃいました、入らないと判断しますと、課長で言いますと、全体が23人中の2人が女性であります。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりましたけれども、女性活躍推進法をちゃんと読んでいますか、今の話聞いてると。こっちが女性活躍推進法で聞いてるときに、違う話を出してくるのです。それでは、この法律の流れに従って町の施策をやるというときの基本が疑わざるを得なくなります。まあ、いいでしょう。

それで、今のパーセンテージ、厚労省の定義に従って、課長職で言いますけれども、そうすると非常に低いです。この状態でよしと考えていますか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） よしとは考えておりません。年齢層で、男女比率、全体で言いますと42%が女性です。一般職も含めた中で42%という中では、課長職は8.7%、確かにすごく少ないと思います。

年齢層で見た場合、以前にも室崎委員からご質問があった中で、私どもも課長職になっているような年齢で、一般行政職で見た場合ですが、昨年9月時点の人数なのですが、全体で50歳以上は39名いたのですが、その中で男性が31名、女性が8名という中で、年齢構成によっては男女比率がかなり変わってくるというところもありますので、一概には、これだから人数が少ないというわけではありませんが、課長になるには、特に男女で差をつけているわけではなくて、ということで課長にはなっていないところではありますので、特に女性、男性というところでは考えておりません。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 言い訳の材料は幾つもあると思いますけれども、いずれにせよ、出てきた数字を見れば、極端に女性が少ないなという印象を与えるでしょうね。その状況の中で、町は、役場の中だけ管理職の男女比率がある程度以上になればいいというものではないと思うのです。厚岸町全体における、この法の趣旨というものを少しでも広めていくというのも仕事ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 委員おっしゃるとおりだと思います。法律改正になりました、特に、事業規模で言われておりますけれども、301人以上、こちらについては公表が義務づけられているとか、101人以上についても、いろいろな項目があるのですけれども、いろいろな部分で公表していかなければならないというようなことが、今回の法改正でなったところであります。

この辺につきましては、正直申し上げまして、企業の方々も認知はあまりしていないのではないのかというところもあるかと思います。私どものほうでも直接的に企業に対して周知という立場を取るのか、それとも、まずは広報紙等々を使って、このような法律改正が行われて、女性活躍推進法、男女の賃金格差だとか、管理職登用の比率並びに、トータルで男女間の格差、ここの部分をしっかりと企業側も法律を熟知して対応してくださいというような周知喚起をまずはしていきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 答弁いただいたとおりだと思うのです。

それで、もう一つ言うならば、女性活躍推進法などという名前のついた法律ができて、厚労省がそれに対して非常に力を入れて今動いている。文科省のほうにも協力要請が入ったというニュースも出ています。それは、結局今の日本の世の中を、今回は女性の総理大臣が出る国になりましたけれども、やはり何か、精査による役割分担のような感覚が非常に強い。力のある、能力のある女性が、その能力を発揮する場が限られているところが随所に見られる。そういうものを少しでも排除して、能力のある人は、その能力に応じた活躍ができる世の中をつくっていかなければ、社会全体が豊かになってい

かないという考えの下に出ていると思うのです。その一つが、こういう地方公共団体や、あるいは企業に対しても、法的義務まで含めて、そういうことをかけていると思うのですが、実際の狙いは、それにとどまらないと思います。そういう世の中を少しでも進めていくために、やはり町は、それなりの仕事をしていかなければならないだろうと思うのです。そのときに自分の足元が、ほかから見てどうなのだというのをきちんと考えていかなければならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 女性の課長職でありますけれども、今おっしゃったとおり、能力でという部分では、もちろん男女ではなくて、能力でというところでは、今までもそういう考えでありましたけれども、今後もそういった部分を見ながら、少しでも多く女性といいますか、能力のある方を課長職に就いていただけるような環境も整えていきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。2目商工振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目食文化振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目観光振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目観光施設費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目諸費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、6款商工費を終わります。

224ページ、7款土木費に入ります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2目土木車両管理費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3目土木用地費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4目地籍調査費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

11番、杉田委員。

●杉田委員 229ページの030、道路照明管理の部分で質問といたしますか、要望になると思うのですが、梅香町の翔洋高校の寄宿舍であります。南谷議員からの一般質問を経て、木をカットしていただく対応していただいたと思うのですが、大変有り難いのですが、それにもかかわらず、まだ暗いのだという声が聞こえてきます。湾月町から松葉町、梅香町に至って、特にお寺を通過して、お寺から若潮寮までの部分が特に暗いという、要望をいただいています。何かしらの対応をいただけるのでしょうか、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

私もその道路については、道路パトロール等で何度か通行している状況であります。が、夜間そこを通ったことはありませんので、まずは夜間にそこを通ってみて、どういった状況なのか確認した後に、電球が暗いのか、それとも、もう一つ防犯灯が必要なのか、検討していきたいと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 11番、杉田委員。

●杉田委員 ありがとうございます。厚岸町全体、どこもかしこも薄暗いといいますか、それは街路灯配備の基準があると思うので、適切に配備されていると思うのですが、そ

して、梅香町の若潮寮までの道路も、私も何回か確認させていただいたのですが、適切に街路灯は立っているし、見た感じ、プラスアルファついているように思うのです。ただ、街路灯自体の位置が高過ぎて、下まできちんと照らしていないような状況だったり、あるいは時間によるのでしょうか、ついていないものもあったりして、暗いのだと思うのです。ぜひご確認いただいて、対応いただきたいのと。

反面、常についている必要はないと思うのです。人感センサーのような、人が通ったら、高校生が通ったら電気がつくようなのが、かえって経済的、効率的だと思いますので、そういったものを検討していただきながら、やっていただきたい。

併せて、近年、常に街路灯をついていると、ガが集まってきてしまう、寄せているような感じになってしまうので、それも考えると、人感センサーのような、人が通ったときに点灯してくれるようなもののほうがいいと思いますので、ぜひその辺も踏まえて、ご検討いただきたいと思います。親元を離れて、厚岸翔洋高校に来ていただいている高校生の皆さん歩く道をぜひ明るく照らしていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

まずは現地を確認して、それから適切な管理というか、電気自体は時間帯によってつく仕組みになってございます。また、マイマイガについては、LEDが効果的だということでございますので、電球が切れた際にはLED灯に変えている状況でございますので、そういったところで対策を講じていきたいと思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 1 目道路橋梁維持費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

2 目道路新設改良費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目除雪対策費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項都市計画、1 目都市計画総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目下水道費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項公園費、1 目公園管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項住宅費、1 目建築総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目住宅管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 249ページまで進みます。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、7 款土木費を終わります。

250ページ、8 款消防費に入ります。

8 款 1 項消防費、1 目常備消防費。

10番、堀委員。

●堀委員 ここで、100の防火水槽解体事業についてお聞きします。宮園の防火水槽解体事業ということで528万円の計上があるわけなのですが、どこら辺にある何トンの防火水槽で、いつぐらいに設置された防火水槽なのか。今回、撤去、解体という話ですけれども、なぜ撤去、解体ということになったのか、これについてお聞かせください。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 防火水槽解体事業につきましては、まず、場所ですが、宮園 2 丁目国道沿い、厚岸消防署とクロネコヤマトとの間の空き地辺りの道路際にある防火水槽になります。

それで、この防火水槽につきましては、昭和55年に整備されたもので、構造は鉄筋コンクリート造で、40立方メートル級の防火水槽と消防から伺っております。

これの解体に係る経緯ですけれども、整備当初、私有地ですので、土地所有者と無償の土地の使用契約を結んでおりましたが、令和7年1月に所有者が変更となりまして、変更後の所有者にも、引き続き設置に係る無償の使用ということで、契約を結ばさせていただいていたところでしたが、新しい土地所有者が、土地を有効に活用したいということで、土地所有者から撤去の申出があったということで、土地をお借りして設置させていただいておりますので、これは、土地所有者の申出に応じて、消防が撤去することになったと伺っております。

撤去することによる消防水利の関係についても、消防署がすぐ近くにありますので、消防水利の関係でも支障は来さないと伺っております。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そうすると、無償貸借で設置したところ、所有者が変わったというのも一つの原因でしょうけれども、それは、今後どこの場所でも言える話になってしまうのではないのかと思うのです。自分の土地で今までやっていましたけれども、30年、40年もたっているし、もういいのではないのかと。撤去してという話になったときに、それが簡単にまかり通ってしまうと、ここはたまたま消防署があって、消火栓なども、水利関係も融通がきくからいいのではありませんけれども、他の場所で、水利関係もよくない、防火水槽にしか頼りようがないところでも起こり得てしまうのではないのでしょうか。そのことを危惧するのですけれども、あまりにも簡単に、町のほうで無償で撤去することに意を示したというのが、あまりにも安易過ぎるのではないのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 消防業務につきましては、釧路東部消防組合が一部事務組合として、厚岸町から独立した形で行っておりますので、その意思決定につきましては、消防のほうで。ただ、厚岸町としても負担金として財源を出しているということもありますので、その辺の話については、消防ともさせていただきながら、今後そういった懸念はないのか、それを防ぐためにというような部分でもお話をさせていただければと思います。

ただ、質問者がおっしゃいます心配というのも当然あるかと思いますので、消防とお話をさせていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 10番、堀委員。

●堀委員 消防水利は、過去、山村地区であれば、いろいろ農業関係の事業とかでも、2,000万円とか1,000万円くらいの事業費をかけてどんどんつくってきたものもあります。

安易に消防水利の撤去というものが簡単に行われないようにするというのが、やはり近隣住民の安全を守るといった上で重要だと思いますので、しっかりとその点については、厚岸消防署のほうに申入れをした中で、消防水利関係の運用をしっかりとするように、町のほうからも申入れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 町民の生命、財産を守るための消防水利でございますので、そういったところに支障が生じないように運用すべく、消防には申入れというか、お伝えさせていただきたいと思います。

ただ、ご理解いただきたいのは、やはり土地の使用というのは、土地所有者の権利が根本にございますので、結ぶ際の意味確認ですとか、契約内容ですとか、そういったものも含めて、消防水利ということで確保できればと考えております。

●委員長（竹田委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。2目災害対策費。259ページまで進みます。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で、8款消防費を終わります。
260ページ、9款教育費に入ります。
9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目事務局費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 266ページです。4目教員住宅費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目就学奨励費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目スクールバス管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項小学校費、1 目学校運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目学校管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目教育振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項中学校費、1 目学校運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目学校管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目教育振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款社会教育費、1 目社会教育総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目生涯学習推進費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目公民館運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目文化財保護費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目博物館運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目情報館運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 303ページまで進みます。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目社会体育費。

2 番、室崎委員。

ページ数と番号をお願いします。

●室崎委員 書いていないのです。書いていないことで問題になるのではないかと思います、お聞きします。社会体育費でしかないのではないかと思いますので、違ったら、委員長止めてください。

事は、スポーツ障害に関する事なのです。社会体育費あるいはそれに関連する町長の執行方針を読んでも、スポーツの奨励に関してはいろいろと書いています。教育執行方針についてもそういう感じです。ところが、スポーツ障害に関しては、今回触れているところが見当たらないのです。スポーツ障害に関する施策というのは、もういいということになったのでしょうか。それとも何かを行うのでしょうか。予算費目も見当たらないのだけれども、スポーツ障害という名前ではなくて、どこかに隠れているのか、いずれにしても説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ご質問者おっしゃられるスポーツ障害、こちらの取組が終了したとか、今十分で、あえて明記する必要がないとは担当としては思っておりません。今回、教育行政執行方針10ページに、重点の4、健康や体力の保持・増進についてという項目のところでございます。お開きいただければと思います。こちらの重点4の1点目、講習会や指導者研修の充実という項目がございまして、この4行目、こちらのほうも、スポーツ障害の防止に努める文言を入れさせていただいております。現在も毎年定期的にスポーツ障害に関する講習会、講演会と併せて、実際に指導者、そして、その指導者に学ぶ生徒たちも一緒になって、指導者、講師の方から実際に指導を仰ぎながら学んでいるということを取り組んでおります。

こちらのほうは、予算でいいますと050、スポーツ振興、307なのですが、次のページの309の上の段、出てこないのですが、一番上の欄に謝礼金として13万円ございますが、こちらの中で、スポーツ障害予防の講演会の講師の方への謝礼金として計上しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。私も一生懸命見たつもりなのですが、ここまで隠れているとは思いませんでした。

それで、講習会なり講演会なりを行うということは分かりましたが、スポーツ障害が実際に起こっているかどうかの調査、実態調査をやっていましたよね。4月以降ではどうなっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまご質問者がおっしゃられたとおり、毎年、スポーツ障害のアンケート調査を実施しております。今年はまだ集計が上がっておりませんが、毎年行っているところです。去年も2名ほどスポーツ障害として上がってきておりましたが、そちらのほうも改善しているというところでした。

一方で、スポーツでの外傷、捻挫とか突発的なものについては、スポーツの部活動では人数が多いところでございますが、慢性的な疲労とか蓄積というものに対するスポーツ障害としてのデータは、昨年度、令和6年度のデータでは、少ない人数、2名ということで上がってきております。新年度も引き続き実施していく予定でおります。

●委員長（竹田委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 これに関しては、厚岸町は非常に実績があって、きちんとやっている町なので私は心配していないのですけれども、今までどおり進めていただきたい。

ただ、一つ、厚岸がというのではないのですけれども、全国レベルで出てくる事例を見ますと、今、クラブ活動が学校を離れています。そうすると、運動なんかでは、人気のある指導者、それから人気のあるクラブと、そうでないところでは、人を集める力が

変わってくるようなことがある。そこへもってきて、親御さんはやはり熱くなる。そういうことで、勝手にしなければならないという要請が非常に強く出てくるところがあるやに聞いています。町内がそうだというわけではないです。そういう中で、一頃の根性根性ではないけれども、長い時間のハードな練習を強いるような傾向が出ていて、問題になっているところもぼつぼつ耳にします。そういう意味で、スポーツ障害の予防という観点からの指導者の意識というのは非常に大事だと思いますが、その辺りを含めて、よろしくお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまのご質問、おっしゃるとおりだと思います。我々も過度な勝敗にこだわる流れに持っていくのではなくて、やはり生涯を通じてスポーツを楽しむという視点を持ちながら、また、指導者に対しても、そのようなことがないように、助言・指導できるような体制を取っていきたいと思います。現に北海道教育委員会も、勝敗に特化することのないようにということの留意点も求めていますし、また、そういう研修も、プログラムも我々はお願ひしたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 2目社会体育費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、308ページ、3目温水プール運営費。
7番、南谷委員。

●南谷委員 9款6項3目、308ページです。温水プール運営費でお尋ねさせていただきます。

309ページの一番下に、木質チップ製造委託料873万4,000円、前年よりも81万4,000円増えております。チップの量がある程度、数年通して実績が出てきたと理解させていただきました。当然、通年利用になったわけですから、今までよりも利用者は通年で利用できるようになった。その利用状況について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまご質問いただきました温水プール、通年での利用状況ということでお話ししたいと思います。

現在、温水プールなのですけれども、通年開館ということで、昨年と比べまして、去年は11月末までのオープンだったのですが、既に、現在通年で開館して、約200名ほど増えております。1,300名ほどの入館者数ということになっております。その中で、トレーニングルームのほうも去年、実は208名の利用があったのですけれども、現在、既

に441名ということで、昨年よりも倍以上の利用者がいるというところで推移しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 どちらも通年になるということで増えている。私も温水プールに時々、たまに行って見させていただくのですけれども、利用者の皆さんも、通年利用になったことで、施設管理も前よりも行き届いているということで、利用者からも好評であるというお褒めの言葉をいただいております。

一方、トレーニングルームなのです。3月4日、トレーニングルームに行ってみました。天井が剥がれていました。唖然としました。いつ発生したのか僕は分からないのですけれども、二つくらい天井が落ちたままなのです。それで利用しているのです。雨漏りしないからいいのかもしれないのですけれども、今現在はもう直っているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 大変失礼いたしました。

こちらのトレーニングルームの天井の剥がれている状況の経緯でございます。本年1月27日火曜日、夜8時のことでした。トレーニングルームを利用しようとした方がいらっしゃって、トレーニングルームに入ったところ、天井の一部が剥がれているということが発見された。状況としましては、トレーニング室の窓際、現在、通年開館するに当たって、窓際の結露が大変多くなっている状況でございます。今まで、11月末までの利用で、冬期間の利用がなかったので、暖かい空気だったり、湿った空気が上がったせいなのか、窓際の結露がひどく、そちらの結露が天井の石膏ボードに吸水されて、その重みで落ちたということで、窓際的一部分で剥落、落ちたという状況にあります。

現在、湿気の排出とか、実際にトレーニングルームを利用するときにドアを密閉して、できるだけ湿気が入らないようにという方法で、今、安全な部分だけでの利用ということで開館しています。

今後、湿気がこもらないようにとか、そういうところを総合的に工法等も考えながら、できるだけ早く修繕できるように取り進めたいと考えているところでございます。

以上です。

●委員長（竹田委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 私は、令和 6 年 9 月の定例会におきまして、トレーニングルームの利活用の促進について一般質問をしております。1 年以上たっているから忘れているかもしれないのですが、教育長、このときの答弁で、健康増進について厚岸町は取り組んでいるわけですが、機械の更新も含めて、設備、新規のスポーツに合うような増設を考えてはどうかという質問をさせていただきました。記憶にありますか。教育長の答弁では、検討いたしますということだったのです。それから、もし財源的に厳しいのであれば、まずはあみかのほうから、コードレスバイクを 4 台のうち 1 台でも移動してはどうかと、対応策として。これについては課長から、検討しますと。これも検討しますと。それぞれどんな検討されたのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまの質問にお答えいたします。

この質問の経緯等も、当時のことを覚えております。我々としても、新規で購入できないということで答弁させていただいたかと思えます。その後、財源等を確保することができずにいて、そのまま検討することができずに、購入等の検討まで進むことができず、今に至ってしまいました。その点は反省しております。

今後、利用者にも、どういう器具が必要かということは勤務している職員も確認しているのですが、今の状況で、特段ということで話は出ているのですけれども、ただ、我々としても、今ご説明したように、通年開館して人数が 440 人と増えている中で、器具も何らかのものが……実際にトレーニングルームにどういうものを入れるかということも検討しなければいけないと思っているのですが、実際、何を購入するかというのは、検討が進んでいなかったという状況にございます。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今ご指摘ありましたプールのトレーニング室なのですが、その後、視察に行ったり、どういうのがいいのかというのは、プールも含めて、どういうプール運営、それからトレーニング室運営がいいのかというのを視察に行ったり、検討はしているのですけれども、先ほど言いましたように、トータル的に、部分部分で入れたらいいのか、全体を考えなければならないのか、それから、今回木質バイオマスが入りましたので、そんなことも含めて、プール運営をどうしたらいいのかという大きな枠組みで今話をしているところですので、部分的な器具云々というところは、具体的に進んでいなかったというところは、申し訳なかったと思っております。

●委員長（竹田委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 少なくとも一般質問しているのです。僕は、やれということはいない

のです。結果が駄目なら、駄目ですということを言ってほしかった。一般質問したから、必ずやらなければならないということにはならないと思うのです。今の答弁では、しっかり検討していないのです。3か年全く載っていません。ということは、意思がないと判断させてもらいました、私は。僕は1回も聞きませんでした。今回初めて質問させてもらうのですけれども、3か年の実施計画を見たのだけれども白紙です。

温水プールの利用料というのは、どっちを使っても一緒なのです。片方、トレーニングルームだけ使っても、プールだけ使っても、両方使っても一律なのです、使用料は、年間も単品で使うのも。僕はたまにしか行かないのですけれども、昔のままだと、施設についても。

なぜそういう話をするかというと、今日、道路を歩いている町民の皆さんは多いです。冬期間は危ないです。若い働いている人、我々はいいです、あみかに日中でも行けます。働いている人は夜しか行けません。5時過ぎ、6時過ぎでなければ行けないのです。2時間かそのくらいで打ち切りになります。ご飯食べて7時から行ったら2時間しかできない。そのときに手軽にやる運動。毎日行く人はいいのです。たまにしか行かないとか、友達と連れだって3人で行ったら、自転車1台だと間に合わないのです。健康増進、手軽にやれる運動ということも私は考えてやるべきだ。1週間に、仕事終わって行ける日、業務が終わってから、働いている皆さんが仕事が終わって行ける時間というのは限られています。限られているから利用回数は少ないかもしれないけれども、混むわけです。そのときに、例えば3人で行って、自転車1台だったら、ずっと待たなければ1人は乗れません。そういうことを考えると、そういうこともあるから、自転車1台借りたらどうですかという話をさせてもらいました。

買うことが無理なら無理でもいいのです。僕は町長に、財源が厳しいのだから何とかせよ。そういうことも考えなければならない。町民の皆さんにも、辛抱するものはしなければならぬ。きちんとそういうことを言うてくれないと私は分かりません。今日まで僕は、正直言って3か年の実施計画を期待していました。ところがゼロです。それならそれで、こういうことだから駄目ですと言くらいあれば今日はこういう質問をしません。やはりきちんと受け止めていただきたい。駄目なら駄目でいいのです。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） 大変申し訳なく思っております。まず、ご質問があったことに対して我々も、こういう状況だということを報告しなかったのは十分反省しなければいけない部分だと思います。

また我々も、ご質問者がおっしゃられたように、町民の方が実際に必要として、そして町民の方が使えるように施設のほうももっと考えていかなければいけないと改めて思っているところですので。改めてそういう器具も含めて、我々のほうで再考したいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 町民の健康増進を預かる教育委員会といたしましても、当然のご指摘かと思えます。これからどういう形でやっていけばいいのか、通年開館になりましたので利用者がかなり増えました。そういう後押しもありながら、安全・安心な、特に器具を使うので、ここについては、まず安全だというところが担保されなければなりません。安全な施設、器具の利用をさらに今度は増やしていったらどうかというご提言でしたので、その部分について検討できていなかったというのは誠に申し訳ありませんでした。しっかり検討させていただきたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 3目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

4目学校給食費。313ページまで進みます。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、9款教育費を終わります。

314ページ、11款公債費に入ります。

11款1項公債費、1目元金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目利子。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、11款公債費を終わります。

316ページ、12款給与費に入ります。

12款1項1目給与費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、12款給与費を終わります。

320ページ、13款1項1目予備費、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 322ページから325ページまでは給与費明細書です。ございません

か。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、歳出を終わります。

326ページは、継続費に関する調書です。1ページにお戻りください。

第2条債務負担行為です。債務負担行為については、7ページ、8ページの第2表債務負担行為と、327ページから329ページまでの債務負担行為に関する調書となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び1ページにお戻りください。第3条地方債です。

地方債については、9ページの第3表地方債と330ページの地方債に関する調書となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び1ページにお戻りください。第4条一時借入金です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

7番、南谷委員。

- 南谷委員 委員長、申し訳ないのですが、ここで、財務内容について若干質問があります。財務内容について、総体でありますから、お願いします。

先般お話をさせていただきました、マスコミの話でございます。道内101町村、実質赤字、単年度収支が赤字である。このことについて若干触れさせていただきます。

厚岸町は10番目、実質単年度収支が5億3,900万円の赤字でございました。財政調整基金残高が6億1,100万円。大体単年度の赤字と積んでいるお金と同じくらい。

それから、厚岸町立病院の繰入れでございます。町立病院に繰り入れている金額が、令和6年が6億8,000万円、令和4年も6億8,000万円、令和5年が6億7,000万円、令和6年が6億9,900万円、そして、令和7年、先般お尋ねさせていただきましたが、6億8,500万円くらいになるだろうと。大体6億円、約7億円近いお金を突っ込んでいます。こういう収支の状況。私が申すまでもなく、非常に厳しい状況にあることは、町長は十分理解されていると思います。

だからといって財政を厳しくせよとは私は申しませんが、この業務の執行に当たって、幾ら辛抱してもこの大きな数字は縮まらないと思うのです。今日の社会情勢を

考えたときに。どのように町長としては、腹構えをして取り組んでいかれるのか、執行に当たって、町長の思いを聞かせていただきたい。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。町長の思いということでございます。

まず、新聞報道にありました実質単年度の赤字収支ということでは、いろいろな事情があるとはいえ、新聞紙上でこのような、赤字が大きかった道内自治体という新聞の一面に載ったということは大変残念なことだと思っています。

今のお話のように、決して厚岸町としては財政状況がよいとは言えません。もちろん決算においても将来負担比率が道内から十何番目にあると。また、実質公債費比率も悪い順番のほうから高いというような状況であります。

ただ、今回、令和8年度でいきますと、町民の要望の多かった、例えばエアコンだとか、そういうものは措置させていただきました。また、今、病院経営も悪化ということで、昨年、令和7年度に当初予算で取り崩した基金、これを令和7年度中に積み戻しまして、ここからまた基金も積み戻したのも、昨年少ろした金額よりはさらに上積みして、今回、令和7年度の基金に積み戻しまして、そして、令和8年度の予算を迎えたということでは、もちろん職員の努力、またの町議会の皆さんのご理解があったからこその部分だと思っています。

これからの財政状況でいきますと、本当に今の物価高、特に気をつけなければならないのは人手不足、それに伴う人件費の増と。この人件費の増が町職員の給料、また、会計年度任用職員、やはりいろいろなところに委託料というのが、人件費が入っておりまして、全てにおいて増になっていると。私たちも委託をやめればいいのかといたら、それもできない状況であります。これをどうやって財政運営していくか、抜本的な改革をしなければなりません。いろいろ近隣町村では同じような、新聞紙上では、財政調整基金も枯渇して、財政運営が厳しいというような報道もされているということで、これは私たちにおいても、隣の町のことを思いますと、私たちにおいても同じようなことが言えると思います。

そういった部分では、委員からご指摘もいただきました自主財源の努力、特に、ふるさと納税をどうやって伸ばしていくか。また、私たちが行っております業務も見直しをしていかなければならない。特に、人口減少が起きているということは、今まであったものを維持していくのが不可能になってくる可能性があります。これは財源とともに、人手不足でどういった運営、また、施設の管理運営をしていかなければならないというのは、厳しくなってくると思いますので、これは本当に抜本的なことをしていかなければなりません。

特に、例えば病院経営でいきますと、今まで町の病院、これをなくすることはできませんが、やはり人口に見合った規模にしていこうとも考えていかなければならないときに来ているのではないかと。また、水道料金に関しても、今いろいろと審議会でも協議していただいておりますが、これだけ人口が減っておりますと、独立採算の原則ということで、本来であれば水道料金で賄わなければならない、これも厳しくなってくるので

はないかと。全てにおいて、人口減少ということが一番の大きな課題。これは、私たちだけではありませんが、地方自治体においては、本当にこれが一番厳しい状況だと思っています。

町長といたしましても、やれるだけのことはやらなければならないと思っています。特に、ふるさと納税、自主財源の努力。ふるさと納税に限らず、今まである町税の確保はもちろんですが、やはり国の補助金、こういうのもフルに活用を、やはり勉強しながら活用していかなければならない。

それと、歳出をどれだけ削減できるか。なかなか人件費、公債費、扶助費という義務的経費を削減するというのは難しいのでございますが、いろいろなところで考えていかなければならないと思っております。これは、町長のみならず、もちろん職員もそうですけれども、議会のご理解もいただかなければならない。もちろん町民のご理解もいただかなければならないと思っておりますが、私がかじ取り役として、どういった財政運営ができるかということを職員とともに考えながら、場合によっては議会にも説明をしながら財政運営をさせていただければと思っております。

まだ今、これをしたら効果がある、これをやることによって財源が浮いてくる、そういう話が今できないという状況でございますが、これからの5年後、そして10年後を見据えた財政運営をやるのに、令和8年度から気を引き締めて頑張っていきたいと思しますので、ご理解いただければと思っております。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 力強い意志というものを感じさせていただきました。

1点だけ私からの要望でございます。今日の状況からすると、特効薬はなかなか見えないと私は思うのですけれども、仕事はしていかなければならないし、あらゆる状況にもいろいろ対応していかなければならない。職員の皆さんも大変だと思います。

ちらっと今定例会でも言わせていただいたのですが、職員がやめない体制づくり、笑顔で仕事に意欲を持てるような明るい雰囲気職場づくりというのも忘れてはならないことだなと。こういう厳しい状況の中だからこそ、職員がやる気を持っていただける職場づくりというものも根底になれば、みんな辞めていきます。そういうことにならないように、しっかり職員の皆さんとコンセンサスを得て、取り組んでいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

南谷委員からも一般質問で、役場の職員体制はどうなのだとということで、ご心配をいただいている一般質問だと思っています。辞めていく職員が、私は全部が全部悪いとは思っておりません。やはり厚岸町役場に魅力がないのかということも考えていかなければならないと思っています。そこは、やはり働きやすい環境、また、今までどおりの仕事のやり方を変えていかなければならないと思っています。やはり町民サービスの維

持、継続をどうやっていけるか。一番は、笑いながらと言ったら不謹慎な言葉になるかもしれないのですが、そういうような役場の雰囲気が私は大事だと思っているのです。その一環といたしまして、今、皆様もお気づきになられていると思うのですが、庁舎に入りますと音楽が流れているというような雰囲気づくりから、やはり私は大事だと思ひまして、まずはそういうような取組からさせていただきながら、まずは職員とともに、開かれた役場ということで、町民ともいろいろと、意見をしながら、またそれを拾いながら町政運営に反映させていくということで、南谷委員のご質問のとおりであります。やはり職員が働きやすい環境でなければいい仕事ができないということでもありますので、私もそれを肝に銘じてこれから職員とともに頑張っていきたいと思ひますので、ご理解いただければと思ひております。

●委員長（竹田委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和8年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

なお、議案第12号からは款項で審査いたします。

10ページ、第1条歳入歳出予算です。

11ページ、12ページは、第1表歳入歳出予算です。

331ページ、332ページは、事項別明細書です。

333ページ、歳入から進めてまいります。

1 款 1 項国民健康保険税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 款道支出金、1 項道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款諸収入、1 項延滞金 加算金及び過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、337ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項徴税費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項運営協議会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 項特別対策事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、1 款総務費を終わります。
次に、341ページ、2 款に入ります。
2 款保険給付費、1 項療養諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項高額療養費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項移送費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項出産育児諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 項葬祭諸費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、345ページ、3 款に入ります。

3 款 1 項国民健康保険事業費納付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、347ページ、6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項保健事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、349ページ、7 款 1 項基金積立金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、351ページ、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、353ページ、10 款 1 項予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 355ページ、356ページは給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

10ページにお戻りください。

第2条です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和8年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題とします。

13ページ、第1条歳入歳出予算です。

14ページから16ページまでは、第1表歳入歳出予算です。

357ページ、358ページは、事項別明細書です。

359ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項介護予防日常生活支援総合事業費収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 款分担金及び負担金、1 項負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款 1 項支払基金交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10款諸収入、1項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項を雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、363ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項徴収費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項介護認定審査会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5項計画策定委員会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6項地域密着型サービス運営委員会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項高額介護サービス費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 款高額医療合算介護サービス費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項特定入所者介護サービス等費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 款地域支援事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項包括的支援事業任意事業費。378ページまでです。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項介護予防生活支援サービス事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項一般介護予防事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項高額介護サービス費等。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項その他諸費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款 1 項介護給付費準備基金費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9 款 1 項保健福祉事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10 款 1 項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 391 ページから 393 ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

13 ページにお戻りください。

第 2 条歳出予算の流用です。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 14 号 令和 8 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

17 ページ、第 1 条歳入歳出予算です。

18 ページ、19 ページは、第 1 表歳入歳出予算です。

394 ページ、395 ページは、事項別明細書です。

396 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料。

7 番、南谷委員。

●南谷委員 1 款 1 項 2 目の普通徴収保険料、後期高齢者保険料、両方でもいいのですが、ここでお尋ねさせていただきます。特別保険料、特別徴収保険料、前年対比840万円、それから普通徴収保険料が1,700万円増えております。それぞれ増えている理由です。なぜ今年徴収料が、保険料が増えたのか、この要因についてそれぞれ説明してください。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） お答えいたします。

まず、当初比較になるのですけれども、普通徴収、これは納付書で払うほうです。これが1,753万6,000円増額となっております。それから、特別徴収で840万2,000円の増と、合計で2,593万8,000円の増と、これで1億4,780万円の計上となっております。

いずれにいたしましても、後期高齢者の広域連合から算定された額を基に試算しております。増額となった要因といたしましては、保険料の税率の改正がありました。これが均等割で1,070円、13.24%の増と。それから、広域連合からの通知なのですが、北海道全体で保険者数が増加していると、それから、所得の上昇が顕著であるということが通知されています。

厚岸町につきましては、所得割の増ですけれども、唯一漁業者、農業者、1次産業が好調ですので、所得の増加傾向があるということで、調定増につながったと分析しております。

●委員長（竹田委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、大きな要因としては、給与所得は、年金になっているから対象外だと思うのですけれども、漁業者、それから農業者の高齢の人の所得が増えたということで、そのことがある程度要因しているという理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 1 款 1 項、ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。3 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項償還金及び還付加算金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、398ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 款 1 項後期高齢者医療 広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款 1 項予備費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和8年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題とします。

20ページ、第1条歳入歳出予算です。

21ページ、22ページは、第1表歳入歳出予算です。

406ページ、407ページは、事項別明細書です。

408ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項自己負担金収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8款諸収入、1項雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、410ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 414ページ、3款1項基金積立金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4款1項公債費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 5 款 1 項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 420ページから422ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
地方債については、423ページの地方債に関する調書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りします。
討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第16号 令和8年度厚岸町水道事業会計予算を議題とします。
1 ページ、第2条業務の予定量です。
次に、第3条収益的収入及び支出です。
12ページをお開きください。
収益的収入から進めてまいります。
1 款水道事業収益、1 項営業収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項営業外収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項特別利益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。
次に、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 15ページです。2 項営業外費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項特別損失。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出です。

16ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項他会計負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 項補償金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第 5 条継続費です。

継続費については、11 ページの継続費に関する調書となります。

再び 2 ページにお戻りください。

第 6 条企業債です。

第 7 条一時借入金です。

3 ページ、第 8 条予定支出の各項の経費の金額の流用です。

第 9 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

第10条他会計からの補助金です。

第11条たな卸資産購入限度額です。

4 ページ、5 ページは、予算実施計画です。

6 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

7 ページから10ページまでは、給与費明細書です。

17ページから20ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

21ページは、令和 7 年度予定損益計算書です。

22ページから25ページまでは、令和 7 年度予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和8年度厚岸町下水道事業会計予算を議題とします。

1 ページ、第2条業務の予定量です。

次に、第3条収益的収入及び支出です。

13ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項営業外収益。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用。

(な し)

●委員長（竹田委員） 16ページです。2 項営業外費用。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4 項予備費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出です。

17ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項他会計補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 項負担金等。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 18ページです。2 項企業債償還金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第 5 条継続費です。継続費については、11ページの継続費に関する調書となります。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び2 ページにお戻りください。

第 6 条債務負担行為です。債務負担行為については、12ページの債務負担行為に関する調書となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び2 ページにお戻りください。

第 7 条企業債です。

3 ページ、第 8 条一時借入金です。

第9条予定支出の各項の経費の金額の流用です。

第10条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

第11条他会計からの補助金です。

4 ページ、5 ページは、予算実施計画です。

6 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

7 ページから10ページまでは、給与費明細書です。

19ページから22ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

23ページは、令和7年度予定損益計算書です。

24ページから27ページは、令和7年度予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和8年度厚岸町病院事業会計予算を議題とします。

1 ページ、第2条業務の予定量です。

次に、第3条収益的収入及び支出です。

13ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項医業外収益。

7 番、南谷委員。

●南谷委員 5 目他会計負担金、今年度が1億200万円、前年度が3,800万円、比較で6,300万円の差があります。この差について説明を求めるのですが、委員長、関連するのですけれども、19ページを見てください。恐らく19ページの1 款 2 項補助金、他会計からの補助金も関連してくると思うので、こっちは増えていますから、片一方が増えて。両

方併せて説明してください。なぜこういう計上になったのか、前年と違うわけですから、この内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 一般会計繰入金の計上ということで、まず、収益的収入の部分でございますけれども、基本的には、この部分も繰入基準と言われるものと、繰入基準外と言われるものがあります。収益的収入のところも同じように、繰出基準と言われるものと基準外と言われるものの二パターンがございます。今回、繰入金全体では、トータルは一緒なのですけれども、今回、当初予算に計上させていただいたのは、違いとして、資本的収支のほうに計上されるものにつきましては、大きいものとして、企業債の償還金に充当する繰入金がございます、これが去年と今年を比べた段階で、今年はまず減っているということなので、資本的のほうが減っているという構図になってございます。

一方で、収益的につきましては、これとはまた別に、基準内のものと基準外のものとあるのですけれども、トータルの一般会計繰入金を見たときに、当初予算計上では3億7,000万円程度の計上になってございますけれども、これは、当該年度中の資金運用ということも含めた中での計上でございますので、トータルでそういった現状になったということでございます。

いずれにしても、基準内と基準外と二つありますけれども、当初予算の計上の中では、当該年度を動かす、病院会計を運用する上で必要とされる繰入金の額というのがありますので、それを3億7,000万円、一般会計から繰り入れていただいて、まずはそこで運用していくということがあって、そういった計上になっているというところでございますけれども、いかんせん、この分につきましては、例年のパターンでいきますと、5億円とか6億円というトータルのなものになりますけれども、そのうちの一部ということになってございますので、先ほど委員がおっしゃいました、違いは何だということにつきましては、4条予算と言われる資本的のほうと、収益的のほうの3条予算の中で、性質が若干違うものですから、そういった予算の計上になったということで、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 僕の頭ではうっすらとしか分からないのです。どっちにしても繰入れ一本なのです、僕の頭の中では、3条も4条も。当初予算の計上の仕方がいつもと違うのですよね。当初予算の繰入額が大幅に違うわけです。単純に言って、償却の部分が今年は違うから、収支を合わせるために、片一方を下げたから片一方は上げたというふうに取り捨るのだけれども、詳しくなくていいです。大ざっぱでもいいから分かるように説明してください。何で今年に限ってこういう、いつもと違うような、実態に合わせたのかもしれないですけれども、その辺がよく分からない。3条も4条も、皆さん理解していると思うのです。トータルでいいです。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） トータルということでございますけれども、まず最初に、当初予算の計上に当たっては、例年、病院会計を動かすために現金というものが必要になってきますので、それをまず考えたときに、幾ら必要なのかということも含めた中で、一般会計から3億円何がしというものを当初予算で計上していただいているというのが、まず基本になります。

ただ、その中で、3条予算と4条予算の差でございますけれども、まず、4条予算に、今年につきましては、病院の建物を建てた企業債の償還が去年で終わっておりますので、その差が6,000万円何がしが出ているということになりますので、その分が4条予算から3条予算に今年度は振り替えられたというイメージで取ってもらえれば、ほぼそういう動きになっているという状況です。

いかんせん、どうしても当初予算の中で、病院会計を運用するために必要となってくる現金が必要ですので、その中で3億円何がしというのが、一定程度の金額が必要だということで、当初予算措置させていただいているという中身でございます。

●委員長（竹田委員） 2項、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で収益的収入を終わります。

次に、14ページ、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 18ページ、2項医業外費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

11ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出です。

19ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 20ページです。2 項企業債償還金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条企業債です。

第6条一時借入金です。

第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

第8条他会計からの補助金です。

第9条たな卸資産購入限度額です。

3 ページ、第10条重要な資産の取得です。

4 ページ、5 ページは、予算実施計画です。

6 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

7 ページから12ページまでは、給与費明細書です。

21ページから23ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

24ページは、令和7年度予定損益計算書です。

25ページから27ページまでは、令和7年度予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和８年度各会計予算審査特別委員会に付託されました予算８件の審査は終了しました。

よって、令和８年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後２時５２分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 16 日

令和 8 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長